

第三十回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第十六号

昭和三十四年三月三日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 松浦周太郎君

理事大野 市郎君 理事吉川 久衛君

理事本名 武君 理事赤路 友藏君

理事石田 宥全君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 今井 耕君

倉成 正君 笹山茂太郎君

高石幸三郎君 綱島 正興君

永田 亮一君 八木 徹雄君

保岡 武久君 足鹿 覺君

角屋堅次郎君 神田 大作君

久保田 豊君 栗林 三郎君

實川 清之君 中澤 茂一君

中村 時雄君 西村 関一君

出席政府委員

農林政務次官 石坂 繁君

農林事務官 増田 盛君

(振興局長) 林野庁長官 山崎 齊君

委員外の出席者

農林 技官 (農地局建設部) 清野 保君

長) 専門 員 岩隈 博君

三月三日

委員倉成正君、保岡武久君、久保田

豊君及び永井勝次郎君辞任につき、

その補欠として林唯義君、福井順一

君、堂森芳夫君及び日野吉夫君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員林唯義君及び福井順一君辞任に

つき、その補欠として倉成正君及び

保岡武久君が議長の指名で委員に選

任された。

二月二十八日

海岸砂地帯農業振興臨時措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一七二号)

農山漁村電気導入促進法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一七三号)

畑地農業改良促進法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一七四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

海岸砂地帯農業振興臨時措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一七二号)

農山漁村電気導入促進法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一七三号)

畑地農業改良促進法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一七四号)

○松浦委員長 これより会議を開きま

す。

去る二十八日本委員会に付託になり

ました内閣提出、海岸砂地帯農業振

興臨時措置法の一部を改正する法律

案、農山漁村電気導入促進法の一部を

改正する法律案及び畑地農業改良促進

法の一部を改正する法律案の三案を一

括して議題に供し、審査に入ります。

まず三案の趣旨について政府の説明

を求めます。石坂農林政務次官。

海岸砂地帯農業振興臨時措置法

の一部を改正する法律案

海岸砂地帯農業振興臨時措置

法の一部を改正する法律

海岸砂地帯農業振興臨時措置法

(昭和二十八年法律第十二号)の一部

を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十五年三月

三十一日」を「昭和三十七年三月三

十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

理由

海岸砂地帯農業振興臨時措置法

による農業振興計画に基づく事業の実

施の状況にかんがみ、同法の有効期

限を延長する必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

農山漁村電気導入促進法の一部を

改正する法律案

農山漁村電気導入促進法の一部

を改正する法律

農山漁村電気導入促進法(昭和二

十七年法律第三百五十八号)の一部

を次のように改正する。

第二条第一項中「申請により、当

該農山漁村に電気を導入するため

の」を申請に基き、その事業により

電気が導入されることとなる地域を

管轄する市町村長の意見をきいて、

に改める。

第五条中「開拓地及び」を「開拓

地」に改め、「離島振興対策実施地

域」の下に「その他経済的に遅れて

おり、かつ、電気の導入に関する条

件が著しく悪いため農林漁業金融公

庫からの資金の貸付のみでは電気を

導入することが困難であると認めら

れる地域」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

理由

開拓地及び離島振興法による離島

振興対策実施地域以外の経済的に遅

れた地域で電気の導入に関する条件

が著しく悪い地域における電気の導

入を促進するため、当該地域におけ

る農林漁業団体の行う電気の導入事

業について国が補助を行うことがで

きることとする等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由で

ある。

畑地農業改良促進法の一部を改正

する法律案

畑地農業改良促進法の一部を改

正する法律

畑地農業改良促進法(昭和二十八

年法律第二百五号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第二項中「昭和三十四年三月

三十一日」を「昭和三十七年三月三

十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

理由

畑地農業改良促進法による農業改

良計画に基づく事業の実施の状況にか

んがみ、同法の有効期限を延長する

必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

○石坂政府委員 ただいま上程されま

した海岸砂地帯農業振興臨時措置法

の一部を改正する法律案につきまして

提案理由を御説明いたします。

この法律による海岸砂地帯は、わ

が国の海岸線の随所に存在し、その面

積はおおむね二十四万ヘクタールにも

達するのであります。そこで、これら

の海岸砂地帯の潮風または飛砂によ

る災害の防止のための造林事業及び農

業生産の基礎条件を整備を促進するた

め、昭和二十八年三月この法律の制定

を見た次第でありまして、この法律施

行以來昭和三十三年度まで、農業振興

計画に基きまして、防災林造成、土地

改良、小団地開発整備、農山漁村建設

総合施設に、総額事業費で約二十六億

円、国費で約十三億円の事業を実施

し、また海岸砂地帯試験事業を行い、相

当の実績をあげて参りましたが、その

進捗度から見まして、今後なおなすべ

き事業が多く残されている実情であり

ます。

しかるに、この法律は昭和三十五年三月三十一日限りで失効いたしますので、この際、この法律の有効期限を、他の特定農業地域法の有効期限等をもあわせ考えまして、とりあえず二カ年延長いたしました。この地帯の農業振興を促進しますとともに、その間なお改善を要すべき点に検討を加え、この法律制定の所期の目的を達成するよう努力いたしたいと存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませよう。お願いする次第であります。

次に、農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

わが国の農山漁村の事情を見ますと、未点灯または電気の供給が不足しているため文化の恵みを受けることのできない農山漁家が今なお相当数存在し、その解消をはかりますことは、このような地域の農山漁家の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上のために緊要なことは言うまでもないこととあります。昭和二十七年に農山漁村電気導入促進法の制定を見ましたのも、このような趣旨に基くものであると存じます。農林省におきましては、現在、一般農山漁村に対しては農山漁業金融公庫資金の融通により、また開拓地及び離島につきましては、農山漁業の解消に努めて参つたのであります。開拓地及び離島と同様に経済的におかれており、農山漁家の所得水準が低いいわゆる僻地につきましては、農山漁業金融公庫の融資のみならず、

このような未点灯の農山漁家の解消を一層促進するためには、僻地の農山漁村も開拓地及び離島と同様に取扱いすることが必要であると存するのであります。従いまして、来年度より僻地における電気導入の国庫補助をいたすこととしました機会に、農山漁村電気導入促進法の一部を改正することとしたのであります。

この法律案の改正点を御説明いたしますと、第一に、国の補助の対象につきましては、従来は開拓地及び離島振興対策実施地域に限られていたのがありますが、新たに、これらの地域のほか、経済的におかれており、電気の導入に関する条件が著しく悪いため農山漁業金融公庫からの資金の貸付のみでは電気を導入することが困難であると認められる地域における農山漁業団体の行う電気の導入事業について国が補助を行うことができるよう規定を整備いたしました。

第二に、電気導入事業の円滑な推進をはかりましたために、都道府県知事が都道府県農山漁村電気導入計画を定め、また、電気が導入されることとなる地域を管轄する市町村長の意見を聞くことといたしました。

以上がこの法律案の主要点であり、また、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませよう。お願いする次第であります。

最後に、畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明いたします。

に分布しているものであります。そこで、これらの畑地地域の農業改良の促進をはかるため、昭和二十八年八月の法律の制定を見た次第でありまして、この法律施行以来昭和三十三年まで、農業改良計画に基きまして、県管畑地灌漑、団体管畑地灌漑、区面整理、客土等の耕地整備、小団地開発整備、新農山漁村建設総合施設に、総額事業費をいたしまして約二十八億円、国費にいたしまして約十二億円の事業を実施し、また畑地灌漑研究、土地改良試験事業を行い、相当の実績をあげて参りましたが、その進捗度から見まして、今後なおなすべき事業が多く残されている実情であります。

しかるに、この法律は本年三月三十一日限りで失効いたしますので、この際、この法律の有効期限を、他の特定農業地域法の有効期限等をもあわせ考え、とりあえず三カ年延長いたしました。各般の関係事業をますます促進いたしますとともに、その間なお改善を要すべき点に検討を加え、この法律制定の所期の目的を達成するよう努力いたしたいと存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、これまたすみやかに御可決下さいませよう。お願いする次第であります。

○松浦委員長 これにて三案の趣旨説明は終了しました。

次に、三案に対する質疑に入り、まず、質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。足鹿君。

○足鹿委員 畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案並びに海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して、両案を中に畑地農業について政府の方針をまづ伺いたいと思つております。

海岸砂地帯立法並びに畑地改良促進法等のほか、また急傾斜地帯とか特殊土じょう改良関係とか、畑地関係の議員立法が数々あることは御存じの通りであります。これはいずれも昭和二十七年、八年から九年にかけて当委員会において発議され、議員立法として通過を今日に至つておるのであります。

われわれは、国が一たん作つた法律は、議員立法たると政府提案たるを問はず、国の法律には変りはないと思つております。従来やもすれば議員立法を軽視するよう傾向がなかつたとは言えないように思つております。

今日までの海岸砂地帯農業振興臨時措置法並びに畑地農業改良促進法及びその他の特殊立法に対するところの計画とその進捗度合いはどうか、計画となつておられますか、まずその計画と実績に対する現状を資料として御提示を願ひ、大体についての経過を承わりたいと思ひます。

○石坂政府委員 ただいま足鹿委員の御指摘の通りに、今まで各種特殊土壌地帯に関する立法が議員立法によつて成立いたしておりますことも、私も承知いたしております。そうして、それぞれ議員立法で提出されるにはそれぞれの事情があつたことと推察いたしておりますが、政府といたしましては、これが内閣提出であらうと議員立法であらうと、いやしくも国会を通過いたしました法律であります点におきまして、これを尊重する点には少しも甲乙があつてはならぬと考へております。

す。そこで、ただいま足鹿委員から御要求の、各地畑作振興のための特殊立法についてのその後の事業の経過並びにその成果のあらましを話すようにという御指摘でありましたが、いろいろの点にわたつておりますので、私はそれを一々承知いたしておりませんが、できるだけすみやかに資料として取りそろえ提出いたしますが、後刻当該局長が参りましたらなお一応答弁させていただきます。

○足鹿委員 あとでその状況を承わつて、さらに具体的な御質問を申し上げたいと思ひますが、現在の農業政策の状況を見ますと、政府も農山漁業等ははつきり指摘しておりますように、農山漁業と他産業との発展の不均衡、またはその生産性を中心として、この較差が急速に拡大しておるといふことが言えると思つております。これは農山漁業と他産業との比較の場合に当然言えると思つておりますが、まずその他産業との均衡を得せしめるということも大局に立つて必要ではあります。問題は、農政内部の較差の問題をもつと強く指摘し、これに対する施策を講じなければならぬ。それがすなわち畑地農業問題だろふと思つております。言いかえますならば、水田農業と畑地農業との間には、農山漁業と他産業との発展の不均衡以上の大きな較差が拡大されて現在横たわつておるとは政府も御存じの通りであります。最近、農業新政策なるものを政府は発表をせし、一応畑作の発展をその題目に取り上げておりますが、農業生産力の今後の問題は、もつと畑地に重点を集中して、畑地農業の生産性を高め、畑作農家の所得の増大をはからなければならぬこと

は当然でありますけれども、この特殊立法にも見られますように、各個ばらばらであります。すなわち、施策の適合性が著しく欠けておる。また、財政措置も、先ほどちよつと触れましたように非常に僅少に押えられておる。

で、一応問題を取り上げてはおりますが、従来の水田偏重と申しますか、一面畑作を重視しておるのかごとき政策の基本は一つも改められておらないことを私どもは遺憾に存するのであります。そういう点から、今回従来の議員立法で提案されたものが政府提案によつてなされたということについては、何か政府にも期するものがあつてこのやうな形態をとられたのか。従来、議員立法で提案されたものの期限が切れた場合は、議員立法においてこれを延長し、あるいは適当な他の措置を講ずるのが例となつておるし、われわれもそれにやぶさかでないかたは、それを特に政府提案としてここに提案をされるのではないかと推測しておるのであります。その間における政府のお考えを承りたいと思つておる。

○石坂政府委員 足鹿委員御指摘の通り、戦後日本の農業は各種技術の研究あるいは営農方式の進歩等が農民の勤勉と相待ちまして著しく生産を上げて参りましたが、なお今日他の産業と比較いたしましたると相当の較差があることも御指摘の通りであります。しかも、足鹿委員の御指摘の通りに、単に他の産業との間の較差のみならず、農林漁業間においてもいろいろの較差があるといふことも私ども認めております。しかも、従来の日本の農林行政がややともなひいたしますと水田偏重に傾

いたきらいは免れないのであります。一昨年の秋出しました農林白書によりまして、農林省は過去の農政を反省し新たな農政の課題について検討いたして参つておるのであります。その後の方策の一つといたしまして、提案理由にも申し上げました通り、二百七十万ヘクタールもある畑地帯に對しては大きな柱として打ち立てて参つております。私的なことを申し上げましたは畑地どころの百姓のせがれであり、所得の低さをつぶさに痛感いたしておる一人でございます。畑作振興につきましましてはその後大いに力を入れていかなければならないと強く感じておるやうな次第であります。政府は、畑作振興の柱を押し立てまして、畑地灌漑の試験あるいは耕地の整備、小田圃を開墾整備等努力いたして参りました。が、さらに、本年度は、畑地の土壤改良、あるいは土壤線虫の駆除等につきまして意を用いる方策を立てておるのであります。しかるに、議員立法であるこの法律を政府が特に期限の延長をすることににつきましては、何か特別の決意あるいは理由があるかといふお尋ねのやうであります。これは、提案理由にも御説明いたしました通り、畑作振興の諸施策が必要であり、この法律によりまして今日まで相当の事業をやりましたけれども、いまだ十分でない、こゝろを考慮して逐次解決して参りたい、こゝろを考慮して今回この法律の期限の延長をお願いするようになった次第であります。

○足鹿委員 畑作の問題につきまして、耕種技術の点におきましては、非営農技術とでも申しますか、あるいは輪作の耕種、経営面面にわたる研究といふものが水稲に比べて非営農におくれていることは目立っております。この問題が解決されないうちに農産物全般にわたつての世界的な過剰傾向が顕著になり、また国内的にもこの傾向と相まつて価格の低落が著しいのであります。統制と価格支持制度等があるためにややく恐慌状態から免れておりますが、現在の農業恐慌寸前のその内容は畑地において特に顕著であるのであります。特に、麦類の自然減反、これは昭和二十五年以来十数万町歩に及んで非常に目立っております。最近、葉タバコの減反、あるいは今国会にも他の法案として出ておりますが、桑園の一万三千町歩の整理減反といふやうな、政府がみずから国家で管理しておる葉タバコの問題につきましても減反の政策を打ち出して参りました。そのやうな点においては、政府みずから大きな責任を持つて、代作物の研究とか、それを中心とする諸施策が講じられなければならないはずであります。それについては何ら目立つた動きがない。こゝろをいふ点について今後農民の要求にどうこたえていかれようとしておるか。聞くところによりますと、政府と党は、振興局に特産部とかあるいは何か特殊な機構を設けて、果樹を中心に一つの振興政策をやらうといふやうな動きもあるやうに聞いております。そのやうな局部的な問題では解決がつか

ぬのであります。問題は、畑地農業振興の基本的な問題をどう処理していくかという根本に立つて、その一貫として果樹があり、あるいは養蚕があり、葉タバコがあり、その他蔬菜がある、こゝろをいふことにならなければならぬと思つておるやうな動きが、その間の動きに比べてはどうかといふふうになつておりますか、もう少し具体的に御説明願ひたい。

○増田政府委員 畑作農業の刷新の問題につきましましては、こゝろ一兩年、省内に畑作委員会という研究会を作りまして、いろいろ研究して参つたのでございませぬ。基本的な方向といたしましては、第一は生産基盤の確立。これは、土地改良が中心になりました。これに土壤改良あるいは農地の集団化を含めまして、畑地に關しましては水田よりもこゝろいろいろ関係におきましてきわめておくれであるわけでありまして、畑地におきまして生産基盤を拡充強化する、こゝろいろいろ方向が一つ。それから、もう一点は、耕種の改善方策に關する対策でございます。それから、第三は、畜産を、特に酪農を適正に伸ばして、こゝろいろいろ三つの方向でいろいろ研究して参つたわけでございます。

それで、振興局の所管といたしましては、耕種改善に關する方向について申し上げたいのでございますが、まずこれに關しましては、従来も畑作振興対策といつたしましていろいろな予算が組まれておるわけでございますが、特に三十四年度から、畑作土壤生産力がきわめて低位であることに着眼いたしました。これに對する改善をはかつていきたい、かように考えておるわけであ

ります。この畑作土壤の改善の場合に最も基礎になりますのは、やはりこの際日本全国の二百七十万ヘクタールに上る畑地土壤を科学的にもう少し検討を振り下げていく、そしてその畑地土壤の生産力を具体的に調べ上げていく、そして、この調査が完了したならばこれの改良事業を実施する、こゝろいう方向で、三十四年度から畑地地方の保全・改善に關する調査を実施することにしたのであります。さらに、畑地・土壤の生産力に關連いたしまして、農作物の生育をはなはだしく阻害いたして参りました従来問題になりました土壤線虫、これの防除にも新しく手を付ける、こゝろいふことになつております。それから、さらに、土壤改善で取り上げましたのは、従来と引き續きまして、寒冷地並びに暖地におきまして、土耕、混用耕用の機械力の使用による改良でございます。いわば土壤改良、こゝろいふものを引き續き與つ、これが土壤生産力に對する対策でございます。

第二に、畑作経営の刷新対策といたしましては、有用な畑作物の普及に關しましては前年と引き續き実施して参るわけでありまして、特に大きく取り上げて参つたのは、ビート、テンサイの生産の拡大でございます。御存じの通り、従来は北海道に限定いたしましてビートの生産が行われておつたわけでありまして、これを北海道以外の地域にも拡大して、それは東北地方並びに暖地でございますが、特に東北地方に關しましては、これは試験研究は二年ほど前から国の補助で実行して参るわけでございますが、これを引き續き実施すると同時に、三十四年度より

第一類第八号 農林水産委員会議録第十六号 昭和三十四年三月三日

育森、岩手の両県につきまして施策を
実施していく、試験研究の段階からま
ず普及に至るまでの階梯といいたしまし
て施策を数年間続けていくということ
で、それぞれ予算を計上いたしましたわけ
であります。なお、暖地に關しまして
は、西南暖地におきます水田裏作に着
眼いたしました、これの早期栽培を、数
年前より実施いたしております水稲早
期栽培のあと作物ということ、従来
も試験をやつてきたのであります、
今度はさらに従来の研究を地域的に
広げていく、と同時に、畑地帯に対し
てもこれを試みていくということ、
暖地帯の十県を選びまして、これに対
して試験研究の補助をする、こういう
事業をやつて参りたいと思つておりま
す。さらに、耕種改善につなげてく
る問題といはしましては、機械力によ
る深耕を強化するために、従来通りホ
ール・トラクター等を用ひまして深
耕を継続していくことでもありま
す。さらに、主要な畑作地帯に畑作総
合指導施設を設置して、普及事業を拡
充いたしまして、集中的な指導をやつ
ていく、これに対しては農業改良資金
を裏つけていくということ、新しい予
算を計上しております。

最後に、第三点でございますが、畑
作の拡充振興をはかるためには、どう
しても、おくれはせでございませうけ
ども、やはり試験研究に待つところが
多いわけでありませう。この点にかんが
みまして、国の試験研究体制をまず整
備することが必要でございませうので、
前年度より地域の農業試験場に新しく
三つの畑作部を設置する方針がきまつ
ておるのでございませうが、三十四年度
はこれの完成をはかりたいということ

で、それぞれ予算を計上してございま
す。

以上が畑作振興の具体的施策として
取り上げたものでございませうが、特
に、御指摘の麦、果樹、あるいはタバ
コ、桑園等の問題、いろいろ畑作物に
關しましては外部の影響が大きいいた
まに問題が山積しておるわけございま
す。特に麦類の対策に關しましては、
いろいろ私も研究を重ねておるわ
けでございますが、今後大きく取り上
げて参りたいと思つております。ま
た、三麦の中でも特に飼料用として利
用されまゝ大麦、こゝろいもの作付
をもう少し拡大すること、さらに、三
麦の中で小麦に比して試験研究ある
いは品種改良のおかれております裸麦あ
るいは大麦に対する育種の面をもう少
し強化していくという点であります。
なお、三麦を通じまして、このコス
トが高い原因になつております労働
力、こゝろいものに着眼いたしまし
て、最近試験研究の結果が実つており
ますドリル播き栽培が試験的によくや
り芽を出してきておりますので、これ
の急速な普及をはかつて、これによつ
て生産費の低減をはかつていく。な
お、何といひましても、やはり戦中戦
後の事情によりまして、麦作をやる場
合に限界地帯に対しても相当作付面積
が伸びてきておるということが考えら
れますので、こゝろい点におきまして
も、この麦作の限界地帯におきまして
は他の有利な作物に転換していく、た
とえばビート栽培なども将来考えられ
るわけでありませう。このよう有利な
作物に逐次転換して参ることが必要で
はないかというふうに考えておるわけ
であります。

○足鹿委員 ただいま一応現在手をつ
けておられる問題についてお話を聞い
たわけでありませうが、きわめて部分
的であり、施策と申しますよりも、大
きな畑地政策としての進展の面から見
ますと、あまりにも内容がこれに伴つ
ておらぬように思つております。私
の見るところによりますと、畑地に対
する土地改良の問題を一つとつてみま
しても、もつと土地条件の整備、畑地
灌漑の施設の大規模推進という面から見
まして、この二つの立法が一つの窓口
をあけたという意義はありますが、た
だいまいただいた資料によりまして
も、長期計画に対する事業の進行度は
半分にも達しておらぬ状態でありま
して、これを水田関係の土地改良予算と
の対費をとつてみますと、昭和三十二
年の土地改良予算を一〇〇とすれば、
畑地灌漑予算は一・三にすぎない。昭
和三十二年を一〇〇とした場合に、わ
ずかに向上して畑地灌漑予算が一・
六、こゝろい状態でありませう。しかも、
現在畑地の土地改良を必要とする面
積が二百萬町歩にわたつておる。その
うちで畑地灌漑の可能地として技術的
に確認された面積にしましても五十八
萬七千町歩が大体推定される。そのう
ちで手をつけられたのはわずかに一万
三千町歩にすぎない。その經費の対
比の面から見ましても、また実際の畑
地灌漑の可能地と実施された実績との
対比を見ましても、全く問題になりま
せん。こゝろい状態にいつまでもこれ
を放置するといふことは、現在の農家
が困つておる実情から見まして、畑地
対策といふものにもつと大きな集中的
な施策が講ぜられなかつたならば、問
題の解決はつかぬのであります。振興

局なり農地局が問題の所在を突きとめ
て、一応これに対して形式的に手をつ
けたという程度であつて、これを大き
く政策的に推進していくという点にお
きましては、何ら本年度の予算にお
て見ましても見るべき予算もつてお
りませぬし、ただ前進の方向を示した
大臣にとつと何れなればならぬので
ありますとく、もつと国土の開發
的な構想のもとに大規模な国費投入が行
われなかつたならば、この問題は前進
しないと思つておる。現在畑地面積は総耕地
面積の四五・五%を占めておると農林
白書は指摘しておられます。米の販売農
家は全農家のうちの四〇%であり、そ
の中で米の商品化農家はわずかに二〇
%にしかすぎない。そうしますと、そ
れらの他の農家は何によつて生計を維
持しているかといふは、畑作に依存せ
ざるを得ない。こゝろい実情にあるに
もかかわらず、土地改良予算について
見ても百対一・六ないしは百対一・三
といふような現状をこのまま放置する
ことは許されぬと思つておる。もつ
と政策の転換なり畑地対策といふもの
が大きい国の施策として取り上げられ
なければならぬ段階に来ておると思つ
ておる。そゝろい点について政府が
もつと積極的な態度をとるのかとらな
いか、こゝろい方向へ持つていくこ
うしておるのかといふことを私は聞い
ておるのであります。こゝろい状態を
何が阻害しておるかといひますと、土
地条件の整備問題にしましても、現行
の補助体系そのものが畑地農家にとつ
ては重荷であります。たとへば末端五
町歩の切り捨ての問題にしましても、
補助体系そのものを変えていく態

度を政府がとらない限り、この問題
はいかに口でその重要性を説かれても
前進はしないのであります。この畑
作農家は非常に貧困な農家が多い。
特に開拓地などはその典型的なもの
であります。現行補助体系のもと
におきましては農民は負担に耐え得
ないのが現状であることは御存じの
通りだと思つて。従つて、利子の補給の
問題にしましても、融資制度の拡充
改善にしましても、あるいは補助体系
の改革にしましても、もつと土
地条件の整備を行なつて畑地灌漑をや
りたい、やれば倍以上の収穫が上る
ことはわかつておつても、事実上
において現行の補助体系によつては手
づけられない。この畑地農業振興法な
り海岸砂地立法に基く長期計画と実績
との大きな開き、当初計画したものの
半分も実績が上つておらないというの
は、そゝろいところに隘路があるから
だろつと思つておる。これらの隘路に
対してどう手を打つていくかといふこ
とが、当面した問題として経営技術な
りあるいは耕種技術あるいは土壌の研
究等ももちろん必要であります。そ
れ以前の基本的な生産力の基礎条件の
整備問題として重要な点だろつと思つ
ておる。その点について政務次官の御
所見を承りたいと思つておる。特に
補助体系をどうするか、あるいは利子
補給の問題や融資制度についてどう
これを改めて、今私が指摘したような現
実の畑作軽視の是正をはかられよう
とするのか、問題はそこにあると思つ
ておるのか、問題がですか。

○石坂政府委員 政府は畑作振興の問
題を取り上げておるけれども、当面
の施策及び昭和三十四年度の予算面に

ははなはだ不十分ではないかという御指摘でございますが、確かに足鹿委員御指摘のような批判があり得ると思えます。われわれも、昭和三十四年度の農林予算全般から見まして、また、たゞいま問題の畑作振興に対する経費の点からいたしまして、これが十分であるとは思っていないのであります。しかし、昭和三十四年度の予算面では、たゞいま御審議を願っておるよりな程度でやむを得なかつたのであります。しかしながら、われわれは、いまは、この乏しい予算のうちにおきまして畑作振興に關するいろいろな施策を今まで詳して参つておるのであります。たとえば、御承知の通り、北海道の畑作に對しましては、昭和三十三年度には北海道の畑作振興要綱を決定いたしました、その線に沿つて努力いたして参りましたが、昭和三十四年度におきましては新たにそれを法制化することによつて、一段と北海道寒冷地畑作の振興をはかりたいと考えております。その他、いろいろ施設につきましては、先ほど私からも答弁いたしました、振興局長からも答弁いたしました、いろいろな具体的問題に觸れておりますが、かような各種の問題を積極的に十分に推進することによりまして、現在の程度においてのできるだけの畑作振興に努力いたしておるつもりであります。あるいは、生産基盤の整備の問題につきまして、畑地の交換分合等が従来阻害されておりました一つの原因は農道の問題でありましたので、この農道の整備に對する補助のごとき、あるいはまた、養蚕飼育地においての畜産に對する転換、たとえば綿羊を取り入れる政策のごとき、これは、御承知

の通りに、養蚕と綿羊とをタイプアップしますことは経営上非常に便利でありまして、御承知の通り、養蚕の蚕葉、蚕沙は綿羊の非常にいい飼料であります。ことに、桑の枯れかゝつた桑葉でもりつばな飼料になる。その他、養蚕の桑園の整理転換の際に草資源のための牧草を植える、こういうことも政策を立ててやっております。あるいはまた、畑地灌漑の問題は、この畑地の生産条件を進める上において最も重要なことだと考えますが、これは、いきなりたゞいまの表面地上の水を誘水いたしますことはいろいろ水利権等の關係からめんどろであります。政府は、深層地下水の開発ということに着眼いたしまして、今試験の程度でありますけれども、テスト・ボーリングをやつて相当の成績を上げております。かようにいたしまして、いろいろの施策を逐次講じて参つておるのであります。積極的に畑地振興の意思があるかどうかという点であります。もちろん、畑作振興につきましては今後努力して取り上げていかなければならないというところの熱意を持っております。各種補助金の問題、金融機関の整備等の問題につきてもお触れになったのであります。これにつきましても、足鹿委員御指摘の通りの御意見もありませんし、世上この点に關するいろいろな意見のあることも私も耳にいたしております。しかし、今日ただいまのところ今の各種補助金をどうするかという、あるいは金融機関の整備等をいかにするかという具体的お答えをする段階にまでなつておりませんが、しかし、これは十分に検討いたさなければならぬ重要な問題だと考えております。

いづれにいたしましても、家族労働を主とした日本農業、きわめて零細な経営である日本農業のこの後の生産性の向上と所得の増加という問題になりまして、これにつきましても、第一には、農業の国民経済の中に占める地位及び農漁村各関係事業の問題等も十分に検討いたしまして対策を立てなければならぬ問題だと思つて、かような問題を総合的にかつ同時に政策を樹立いたすということが最も望ましいことだと思つて、従つて、政府は今農林漁業の基本問題につきましての調査会設置のために御審議を願つておりますが、さらばというて調査会の答申を得るまでわれわれは手をつかねて無為にして過すというつもりはないのであります。可能な限りにおきまして最善の努力をいたして参りたいと考えております。

○足鹿委員 生産基盤の整備の問題ですが、私がたゞいま指摘しておりましたように、畑作農家にはその負担力が著しく乏しい。従つて、現行の補助あるいは助成融資の体系のもとにあつては非常に困難だ。特に、畑地における生産基盤の整備の問題については、これは全部新規事業なのです。水田の場合とはそういう点において著しく異なつておるのです。そこに問題があるわけですね。これは政府が畑作研究会で検討した結論においても正しく指摘しておるのです。あれを読んでみますと、問題の所在は的確に把握しておりますが、たゞ把握したというだけで、それが一つも前進しておらぬ。また、前進の度合いが非常に緩慢でぬ。これは、そこに問題があるわけなのです。これは、農地局関係の人もおいでになつておる

と思つておるのですが、實際面を担当しておる事務当局としてはこれをどうされようとしておるのか。ただ単に問題の所在を突きとめて一応文献としてそれを楽しんでおつてみたところで問題は解決しない。やはり、現行補助体系のつとにあっては、畑地の灌漑を一つとつてみましても、やろうとしてもその基礎条件を整備することができない。これをどう具体的に打開するのかが、いま具体的な検討が示されない限り、私は前進しないと申すのです。それを私は言わぬ、強力にやるのだとおつしやいますが、その準備はどういうふうに進んでおるのか、その準備についても少し具体的に方針を明らかにしてもらいたい。

○石坂政府委員 具体的いろいろな準備に關しましては、担当局長から答弁いたさせます。

○清野説明員 土地条件整備に關する具体的な御質問でありますので、私からお答えいたします。御質問になりました、新しい振興対策の中での最も重要と思われまして、この畑地灌漑が水田事業に比べて費用負担が多い、従つてその畑地灌漑事業が伸びない、それにはどういふふうな具体策をとつておるか、こういうふうな御質問でございます。事実昨年度までの補助体系は水田と比べますと、いささか低いというふうなことを言わざるを得ないような状態でございます。三十四年からは、少くとも従来やつておりましたところの水田の土地改良と同じような補助率、同じような補助体系をとるといふような方針に改めまして、県営事業の畑地灌漑の場合の従来

四割の補助率を五割に上げました。それにして農民負担の軽減をはかる。なお、団体営につきましても、団体営の耕地整備あるいは灌漑排水と同じように、基幹工事であるところのポンプとかあるいは水源工事、そういうものの費用につきましても、従来四割の補助率を五割に上げて、極力農民負担の軽減をはかるようにいたしております。なお、かねてから問題になつておりました末端の制限の問題につきましても、従来耕地整備の区画整理事業を併用いたしましてそれによつて仕事を進めようという点を主張して参つておりますが、これを行つことによりまして水田の区画整理事業量が減りますので、三十四年度からは末端の制限を撤廃いたしました。これを補助にすると、いふやうな制度につきましても、はば大蔵当局と話し合ひがついておりましたので、三十四年度からは以上申し上げましたやうな補助体系を改善することに、畑地灌漑事業が以前よりももう少し進展するだろう、こういうふうな考えをしております。

○足鹿委員 若干の改善が行われるやうであります。まことにけつこうでありますけれども、たとえば北海道等の寒冷地畑作の振興についても、融資の問題で七分の利子の問題が今問題になつておることは御存じの通りであります。北海道の先般の冷害の際等の技術者の意見を聞いてみましても、排水不良地がひどく冷害にやられておるといふことは、技術者の見解が一致しておる。そういうところの農家は経済力もまた著しく弱く、二重の被害を受ける。そういうものに対しましては、利子補助問題が一面に伴わなければ、法

律そのものが何ぼきめようと、何歩をきめようと、一応それが一つの金融体系上の変革で困難とするならば、別途に利子補給なら利子補給の新しい制度をもつてこれを補うとか——いわゆる低位生産農家というものは大体畑作農家です。河川に面する豊穰な地帯は水田として開発し尽され、だんだん土地条件の悪いところに畑地の開発が行われますから、そういう実情にはまたそれに即応したような政策がとられなければ、開発は行われず、土地条件の整備もうまくいかないということになっておる。これはあなた方が検討を加えた結果明らかになっておるのです。ただ、それにどう施策の手を講ずるかというところで、補助体系の点については四〇%を五〇%に、三十四年度から十%引き上げることです。でき得れば、けつこうであります。国土開発的な構想のもとに、もつと大幅なものがわれわれは好ましいと思うのです。しかし、現在の段階としてそれが困難とするならば、利子補給制度についてもつと検討すべきじゃないかと私は思うのです。金利そのものを法律によつてこのたびもきめておる。かに安く改めることをどうしても困難とするならば、それにかわるべき措置を一面考えていかなければならぬ。たとえば、一千億の農業投資をやる。七分の利子として七十億です。その半額を国費が持つたとしても、三十五億で一千億の大きな事業が行われるような財政措置が一面においてとれるわけであり、金利についても一応の限界があり、金利についても一応の限界があるとするならば、新しい一つの方向とし

ては利子補給の問題をもつと大きく取り上げて検討すべき段階が来ておるんじゃないかと私は思ふんです。そういうようなものがいろいろ累積されて農民負担の軽減となり事業の振興となつて現われなければ、絵にかいたもちに終るのではないかと思ふんです。そういう点についてお考えはありませんか。
○清野説明員 排水不良地の冷害に対して農民負担を軽減する意味で利子補給等の方法を講じたらどうか、こういうような御意見と拝聴いたしました。従来、北海道における例の土地改良の低利融資制度は、門戸は開いておりますが、現在ではほとんど適用がない。この点につきましては、北海道といろいろ相談いたしました。農民の希望がある場合にはそういう方法を講じようというような措置を現在しておりますが、遺憾ながら、現在のところ、われわれの指導もあるいは不十分かと思ひますが、北海道からはそういうような要求がないのでございます。しかしながら、補助政策といつたしましては、北海道の寒地農業に対する土地改良方面の補助率は、内地の補助率に比べてまして約一割五分程度上げて、極力農民負担を軽減するという方法をとつておりますが、なお、お示しになりました利子補給の問題等につきましましては、ただいま申し上げました三分五厘の低利資金の問題等とも関連がありましますので、今後なお十分検討いたしたいと思ひます。
○松浦委員長 質疑は午後続行することとし、暫時休憩いたします。
午後零時十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和三十四年三月五日印刷

昭和三十四年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局